

70歳未満の方

「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します

チェック 

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は、「国民健康保険被保険者証」とともに、医療機関の窓口に提示してください。

提示いただくことにより、療養を受ける際に医療機関へ支払う医療費の一部負担金が、医療機関ごとに自己負担限度額までになります。また、区分オの方は入院時の食費も減額されます。

チェック 

この認定証は、**令和6年7月31日**が有効期限です。
引き続き認定証の交付を希望する方は、改めて申請が必要です。

新しい認定証の申請は、ホームページからオンラインでも可能です
(<https://logoform.jp/form/Ehiz/93847>)



こちらのQRコードからも
アクセスできます

- ◆入院中の食事代や差額ベッド代、保険適用外の診療費などは、自己負担限度額には含まれません。
- ◆自己負担限度額は一医療機関ごとの金額です。同じ病院・診療所でも、医科と歯科および外来と入院は別計算となります。
- ◆複数の医療機関を受診された場合は、それぞれの医療機関で限度額まで負担してください。その場合、それぞれの医療機関で負担した金額を合算し、(70歳未満の場合は、一部負担金21,000円未満のものは合算の対象外)後日、高額療養費として自己負担限度額との差額を支給します。
- ◆国民健康保険証の資格を喪失した場合には認定証はご返却ください。

〈問い合わせ先〉 葛飾区国保年金課 給付係
区役所3階 315窓口
電話 03-5654-8212 (直通)

高額な医療費を支払ったときの自己負担限度額（月額）

70歳未満

所得区分	適用区分	自己負担限度額（月額）	多数回該当※3
旧ただし書き所得(注1) 901万円超 および未申告	ア	252,600円+ (医療費の10割-842,000円)×1%	140,100円
旧ただし書き所得(注1) 600万円超～ 901万円以下	イ	167,400円+ (医療費の10割-558,000円)×1%	93,000円
旧ただし書き所得(注1) 210万円超～ 600万円以下	ウ	80,100円+ (医療費の10割-267,000円)×1%	44,400円
旧ただし書き所得(注1) 210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税(注2)	オ	35,400円	24,600円

(注1) 旧ただし書き所得

令和4年中の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を引いた額の合計。

(注2) 住民税非課税

同一世帯の国民健康保険加入者（擬制世帯主含む。）全員が住民税非課税世帯。

(注3) 多数回該当

直近12か月間で自己負担限度額以上の医療費を負担した月が3か月以上あった場合、4か月目より自己負担限度額が軽減されます。

一般病床への入院時の食費について

70歳未満

適用区分		食費(1食ごと)
ア～エ		460円
オ	過去1年間の入院日数90日以内	210円
	過去1年間の入院日数90日超	160円

※難病および小児慢性特定疾病の被保険者は、食費が1食260円となります。

※区分オの該当者は、入院日数が過去12か月で90日を超えた場合、申請することで入院時の食費がさらに減額されます。詳しくは国保年金課給付係までお問い合わせください。